

令和6年度 廿日市市立佐伯中学校

生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、廿日市市立佐伯中学校で学校教育を受ける生徒の人格の形成と穏やかな成長を願い、小中連携を踏まえ、義務教育9年間の見通しをもった指導について、生徒・保護者・教職員・地域の方々が共通認識・共通理解を図るためのものである。

(目的)

第1条 この規程は、廿日市市立佐伯中学校の学校教育目標を達成するためのものであり、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校に関すること)

第2条 登下校については、次のように定める。自宅を出て、自宅に帰るまでを学校の教育活動とする。

- 1 8:20には、朝読書を始める。8:20に着席していない生徒については、原則遅刻とする。(峠方面からのバスは、第1便を利用する。)
- 2 朝会の日は、8:15までに体育館に整列しておく。
- 3 通常の下校時刻は、16:30を完全下校とする。ただし、部活動や生徒会活動、学級活動、学校の許可を得ている場合は第7条6に定めるとおりとする。
- 4 社会の一員として、交通安全ルールやマナーを守り登下校する。
- 5 寄り道や買い食いをしない。
- 6 通学方法については、次のようにする。通学方法については、通学届により届け出る。

[通学方法について]

- (1) 約2km未満…徒歩通学
- (2) 約2km以上…徒歩通学、自転車通学、バス通学

[自転車通学・バス通学対象範囲]

- <友和> 河津原バス停以東
- <津田> 小原橋以北
浅原分れから栗栖・浅原方面

- 7 自転車通学者は「交通法規」、「自転車通学生徒心得」を遵守する。

[佐伯中学校自転車通学生心得]

交通法規・通学路を守り、安全第一の登下校をする。

- (1) 二人乗りなど交通違反をしない。
- (2) 通学で自転車に乗る場合には、平日・休日問わずヘルメットを着用し、あごひもを締める。
- (3) 学校敷地内(スクールロードを含む)は、自転車を押して通行する。
- (4) 自転車を改造等してはいけない。
- (5) 交通法規上、自転車は車両であり、歩道ではなく、車道を通らなければならない。しかし、交通事情により、身の安全を確保するために歩道を通行することはこの限りではない。その際には、歩行者優先の原則を

厳守し、歩道の左側を通行するようにする。また、並列走行をしてはならない。

- (6) 通学路に積雪が見られる場合は、自転車通学は控える。

- (7) 日没時には、早めに点灯する。

- (8) 帰宅後であっても、制服を着用して移動する場合は、すべて登下校の時に則る。

- (9) ライト、タイヤ、ブレーキ等の点検整備を定期的に行う。

以上のことが守られない場合は、次の通り自転車通学を停止または禁止する場合がある。

違反1回目…自転車通学1週間停止

違反2回目…自転車通学1ヶ月停止

違反3回目…自転車通学3ヶ月停止

違反4回目…自転車通学6ヶ月停止

- (10) 自転車保険には、加入する。

- 8 登下校時、保護者の送迎の場合は、裏門のロータリーで乗降車を行う。

(欠席、遅刻、早退、外出に関すること)

第3条 欠席、遅刻、早退、外出については、次のように定める。

- 1 欠席、遅刻をする場合には、7:45以降、8:10までに、保護者が学校に連絡を入れる。8:20以降に遅刻して登校した場合は、職員室で登校したことを伝え、「遅刻届」を記入してもらい、教科担任に提出する。
- 2 早退する場合は、必要に応じて保護者が早退の理由、時間などを予め学校に連絡する。体調不良で早退する場合には、原則として保護者と連携を取り保護者に迎えに来てもらう。
- 3 登校したら、原則校外には出ない。

(頭髪に関すること)

第4条 頭髪については、生徒の健康や安全等を考え、次のように定める。

- 1 中学生らしい常識的な髪型にする。学校生活にふさわしくない髪型(モヒカン、ラインを入れる、極端な刈り上げ、等)にしない。
- 2 髪が、目に掛からないようにする。また、肩に掛かる時は、**耳の高さを超えないように**左右対称にゴムで結ぶ(2箇所以内)。髪を横で留める場合、ピンの色、ゴムの色は黒、紺、茶とする。
- 3 染色・脱色・カールパーマ等をしない。

(化粧、装飾、装身具、不要物に関すること)

第5条 化粧、装飾、装身具、不要物については次のように定める。

- 1 口紅(色付きや匂い付きリップクリームを含む)、マスカラ等の化粧をしない。
- 2 ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の装身具を付けない。
- 3 まゆ毛を**細く整えたり、形作ったりしない。**また、まつ毛、まぶた、爪など体への装飾や加工をしない。
- 4 スマートフォンや携帯電話などの情報通信機器、カメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、お菓子、装飾品、カッターナイフやはさみ等の

- 危険物、その他学校での学習活動に必要なものは持参しない。
- 5 違反があった場合、学校で預かり保護者へ直接返す。

(身だしなみに関すること)

第6条 身だしなみなどについては、次のように定める。

校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める制服を正しく着用する。

- 1 冬服は、ブレザー、ボタンドウンシャツ、ズボンまたはスカートとする。夏服は、ポロシャツ、ズボンまたはスカートとする。
- 2 移行期間は設けない。気候の状況に応じて各自で判断する。
- 3 TPOを意識して、儀式や入試等、学校から指示があった場合は、その時期に応じた制服を着用する。
- 4 シャツ、下着
 - (1) 学校指定のボタンドウンシャツ、またはポロシャツを着る。
 - (2) ボタンドウンシャツ、またはポロシャツの第1ボタンは開けてもよいが、TPOを意識して、儀式や入試または学校から指示があった場合は閉める。暑い場合は、ボタンドウンシャツの袖を折り曲げてよい。
 - (3) ボタンドウンシャツ、ポロシャツの下には、無地のシャツ(白、黒、紺、グレー)を着る(カラーシャツ、プリントシャツ、ハイネックシャツは不可とする)。
 - (4) 下に着ているシャツが、袖・襟から出ないようにする。
- 5 ズボン、スカート
 - (1) シャツを出したり、ズボンをずらしたりしない。ベルトはしっかり留める。
 - (2) ズボンのベルトの色は、黒、紺、茶、グレーで、ロゴや模様のないものとする。
 - (3) スカート丈は、膝がかくれる長さ(膝立ちをしてスカートが床に付く長さ)とし、スカートの上の部分は外さない。
 - (4) ズボンやスカートの下に、ジャージを着用しない。
- 6 セーター、カーディガン、ベスト
 - (1) セーター、カーディガン、ベストの色は黒、紺、白、グレーとし、V首でワンポイントのものは可とする。
 - (2) セーター、カーディガン、ベストは、制服の裾や袖からはみ出さないように着用する。
 - (3) セーター、カーディガン、ベストを上に着て過ごすことをせず、必ずブレザーを着用する。
- 7 靴下、通学靴
 - (1) 靴下の色は、白、黒、紺、グレーの無地とする。靴下の長さは、くるぶし全体が完全に隠れる長さのものを着用する。折ったり、ずらしたりしない。
 - (2) 通学靴は、白の紐付き靴(色ライン、ハイカットの靴は不可)とする。
- 8 上靴、体育館シューズ
 - (1) 学校指定のものを使用する。

- (2) 必ず記名し、落書きをしない。
- (3) 上靴は、かかとを踏まずきちんと履く。
- (4) 体育館シューズは、体育館(体育館フロア、体育館内通路、入口のすいたの上)のみで使用する。

9 かばん

- (1) 学校指定の通学用バッグとする。
- (2) 落書きをせず、マスコット等の不要な装飾をしない。個人のかばんの目印の目的とする場合は、生徒手帳の大きさより小さいものを1つ付けてもよい。

10 その他

- (1) 名札は、左胸に見えるように付ける。
- (2) 寒冷時(概ね11月～3月)における登下校の際には、1、2年生は既定のウインドブレーカー(上下)を着用してもよい。3年生は、部活動で使用しているもの、もしくは色が黒、紺、グレーの派手でないウインドブレーカー等(上・下)を着用してもよい。
- (3) 寒冷時(概ね11月～3月)においては、保護者の了承のもと、飾りがなく、黒色の無地のタイツ(ストッキング不可)、レギンスの着用を認める。ただし、タイツ、レギンスの上に、定められた色の靴下を着用する。
- (4) 手袋やマフラー、ネックウォーマー、ウインドブレーカー等は、校舎内で着用しない。ただし、寒冷時において許可された場合は、登下校時のウインドブレーカー等の上着を、校舎内でブレザーの上に着用してもよい。
- (5) 長靴については、悪天候の場合、華美ではなく、装飾のない無地のゴム製の雨靴を許可する。

(校内での生活に関すること)

第7条 校内の生活については、「みそあじ」(㊦だしなみ、㊧うじ、㊨いさつ、㊩かん)を基本としながら、次のことを定める。

1 授業

- (1) 「さいきっ子授業モデル」を実践する。
- (2) 自己の生き方をしっかり考え、目標を明確に持ち、授業に前向きに取り組む。
- (3) 授業の始めと終わりには、語先後礼(5秒礼)で元気よくあいさつをする。

2 休憩時間

- (1) 授業が終わったら、次の授業の準備をしてから休憩する。チャイムが鳴る前に着席し、チャイムと同時に、授業が始められるようにする。
- (2) 移動教室以外は、他学年の階には行かない。
- (3) 他の学級には入らない。
- (4) 5校時の予鈴が鳴ったら、教室に入り準備をして席に着く。
- (5) 廊下など、校舎内を走り回らない。

3 保健室の利用

- (1) 保健室を利用する時は、教科担任にその旨を伝え、「保健室来室カード」に記入してもらう。

- (2) 保健室利用後は、様子を「保健室来室カード」に記入してもらい、教科担任に渡す。
- (3) 保健室の利用は、体調不良の場合原則1回（1時間まで）とし、体調の回復が見込めない時は学校から保護者へ連絡を入れるようにし、早退する。

4 給食

- (1) 給食当番は、必ず手洗いをし、白衣、帽子を着用し、清潔な服装で行う。
- (2) 配膳が終わったら、保健委員の「いただきます」の合図で食べ始める。
- (3) 給食時間終了（通常13:05）のチャイムがなったら、「ごちそうさま」をして片付けをする。それまでは、自席で待つ。

5 掃除

- (1) 掃除開始時刻前に、掃除場所に掃除道具と掃除ファイルを持って集合し、目標確認と挨拶を行う。
- (2) 終わりのチャイムが鳴るまで、無言で清掃する。
- (3) 自分の雑巾を使って、ふき掃除中心の掃除を行う。
- (4) 掃除リーダーを中心にみんなで協力し、すみずみまできれいにする。時間いっぱい行い、気づき掃除を積極的に行う。
- (5) 掃除終了後は、集合して振り返りを行う。

6 部活動

- (1) 部活動は、3年間続けて活動するように取り組むのが望ましい。
- (2) 定期試験の1週間前からは、部活動は原則停止する。
- (3) 休業日や長期休業中の部活動の登下校は、部活動で決められた練習着で登校してもよい。ただし、校外で活動する場合は、TPOを意識し、常識やマナーを考え、顧問が指示したものを着用する。
- (4) 活動中の服装は、部活動で決められたものとする。
- (5) 部活動の活動時間は次の通りである。

3月～9月末日まで	17:45終了 18:00完全下校
10月	17:15終了 17:30完全下校
11月～12月末日まで	16:45終了 17:00完全下校
1月～2月末日まで	17:15終了 17:30完全下校

- (6) 下校時刻は必ず守り、速やかに下校する。
- (7) 大会1週間前に限り保護者と連携の上、活動時間を30分延長できる。
- (8) 大会1カ月前に限り、保護者に承諾を得て、朝練習（7:30～8:00）を行うことができる。その際は7:20以降に登校することとする。

7 その他

- (1) 学校内の施設設備を破損した時や発見した時は、職員室に届け出る。破損について

は、原則実費弁償とする。

- (2) 卒業生や部外者による、学校内への無断立入は、禁止する。用事のある場合は、事務室か職員室で受付をする。
- (3) 一度帰宅した後や、休業日などに登校する場合は、制服を着用する。

(携帯電話、インターネットに関すること)

第8条 中学校では携帯電話やスマートフォン、その他の通信機器は不要であり、第5条4で定める通り、学校への持ち込みは禁止とする。

- (1) ブログやメール、ツイッターやライン、インスタグラムや有害サイト等のSNSを使用して他者を中傷したり、個人情報にかかわる画像や動画を無断でネット上にアップロードしたりすることは絶対にしない。場合によっては、警察や法務局等の関係機関と連携を図る。
- (2) 保護者は、携帯電話やスマートフォン、その他の通信機器やパソコンの使用に関しては責任を負い、家庭でのルールづくり、フィルタリング等を施すとともに、子どもの利用状況を把握しなければならないものとする。

第3章 学校外での生活に関すること

法令・法規を遵守して生活するとともに、時と場に応じたルールやマナーを守るようにする。

(校外生活)

第9条 学校外での生活については次のように定める。

- 1 家庭生活の日課を立て、早寝早起き等規則正しい生活を送る。
- 2 家庭学習は、予習・復習等計画を立て、継続して自主的・自律的に取り組む。
- 3 外出の際は、行き先・帰宅時間を明らかにし必ず保護者に報告する。
- 4 旅行や、映画・興行等の観覧をする時には、必ず保護者の許可を得る。
- 5 生徒だけでの外泊や夜間外出をしない。
- 6 家事等の手伝いを進んで行い、勤労奉仕を心掛けて生活する。
- 7 地域社会の人々や活動に協力し、よりよい地域社会をつくる。
- 8 アルバイトは禁止する。

第4章 生徒指導に関すること

「社会で許されないことは学校でも許されない」との認識に基づき、生徒が校内外で生徒指導規程に反する行為を起こした場合には、よりよい学校生活を送るために自己を振り返らせ、適切な行動ができるように改善させる。

(生徒指導規程に反する行為に対する指導)

第10条 生徒指導規程に反する行為があった場合、行動を改善できるよう、その場で即時・適時に通常指導を行う。また、その行為のうち、次に挙げるような問題行動があった場合、特別な指導

として別室で計画的に指導を行う。また、問題行動の未然防止のため、平時から警察等との連携を図っているが、緊急時には通報等を行う場合がある。

- (1) 重大な道路交通法違反等
- (2) 度重なる授業妨害（無断欠席、私語、暴言、エスケープ、無断立ち歩き等）
- (3) 窃盗・万引
- (4) 占有離脱物横領（落とし物や捨ててある物、漂流している物等を自分のものにしてしまうこと）
- (5) 不良交友、深夜徘徊（深夜まで家庭以外の場所で遊ぶ、犯罪性のある人と交際する、繁華街・歓楽街に集まる、暴走族を見に行く、加入する等）
- (6) 喫煙
- (7) 金品持出（保護者に無断で自宅からお金などの財産を持ち出し処分すること）
- (8) 家出
- (9) 暴力行為（対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物破損）
- (10) 金品強要・恐喝（お金や物を差し出させること等）
- (11) 性に関する問題行動
- (12) 薬物乱用
- (13) 飲酒
- (14) 重大ないじめ（加害者）
- (15) 不健全娯楽（深夜飲食店、パチンコ店等への出入り、わいせつ図書の所持等）
- (16) 定期券等不正利用
- (17) 携帯電話、インターネットに関するもの（校内持込み、個人情報流出、不正利用、誹謗中傷、悪口、名誉毀損等）
- (18) 上記以外の問題行動（通常指導で改善できない場合等）
- (19) その他、学校が教育上特別な指導が必要と判断した場合

（通常指導と特別な指導）

第11条 通常指導及び特別な指導の内容、期間と対象となる違反行為、問題行動は、生徒指導規程に基づく生徒指導基準表のとおりとする。

第5章 付則（規程の改定・周知・施行）

（規程の改定等）

第12条 規程を追加・改訂する場合は、生徒、保護者、教職員で検討し、生徒指導部が立案し、学校長の決裁を受ける。

（規程の周知）

第13条 生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会などで説明を行う。

（規程の施行）

この規程は、平成25年4月8日より施行する。

この規程は、平成26年9月1日より一部改訂し、施行する。

この規程は、平成28年4月1日より一部改訂し、施行する。

この規程は、平成28年4月15日より一部改訂し、施行する。

この規程は、平成29年4月1日より一部改訂し、施行する。

この規程は、平成29年4月6日より一部改訂し、施行する。

この規程は、平成30年4月1日より一部改訂し、施行する。

この規程は、平成31年4月1日より一部改訂し、施行する。

この規程は、令和2年4月1日より一部改訂し、施行する。

この規定は、令和3年4月1日より一部改訂し、施行する。

この規定は、令和4年4月1日より一部改訂し、施行する。

この規定は、令和5年4月1日より一部改訂し、施行する。

この規定は、令和6年4月1日より一部改訂し、施行する。